

令和7年度 善意銀行指定外寄付金による助成について

善意銀行（寄付の仕組み）とは…

上尾市社会福祉協議会に寄せられた市民、企業、団体の皆さまから寄せられた社会福祉全般の向上発展を促進するための寄付金を財源としています。

市内に活動の拠点を置いて福祉に関する活動を行う社会福祉法人、NPO法人、非営利法人等、その他の任意団体の「高齢者、障がい者、児童等の福祉向上につながる社会福祉事業」に対して、助成をしています。

1. 対象団体 市内に活動の拠点を置いて福祉に関する活動を行う社会福祉法人、NPO法人、非営利法人等、その他の任意団体

2. 助成内容

(1) 高齢者、障がい者、児童等の福祉向上につながる社会福祉事業

- ・地域福祉・障がい者・高齢者・低所得者・児童等の福祉向上につながる社会福祉事業に係る事業
- ・これまでの取り組みの発展又は強化をはかる目的で実施をする事業
- ・地域住民や他団体との連携を図る目的で実施する事業
- ・団体における事業活動を推進または展開するための機材や活動拠点の整備事業
- ・団体による概ね5年毎に開催されるにふさわしい事業

対象経費（事業を実施するための直接的に必要な経費）

会場費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、保険料、外部講師謝金、旅費交通費、物品借上費、資機材整備費、食料費（子ども・家庭支援、生活困窮者等の支援を目的とした事業に限る）、事務経費 など

※対象外経費

- ・団体の日常的な経費
- ・事業終了後の欠損を補填するための経費
- ・団体の定例化した事業にあてられる経費
- ・事業の参加者若しくは利用者が負担することが適当と考える経費

(2) 団体の立ち上げ等に要する経費補助

3. 助成金額 上限 100,000円

4. 対象実施期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

5. 提出書類 ①申請書（様式2）
 ②事業計画書
 ③収支予算書
 ④その他：団体の概要のわかるもの

6. 申請受付期間 令和7年5月1日（木）～5月30日（金）

7. 助成選考等について

- ・7月上旬に開催予定のボランティアセンター運営委員会にて審査のうえ決定します。（結果や審査内容などのお問合せには応じられませんので、ご了承ください。）

8. 助成決定後について

- ・審査結果は郵送にてお送りします。
- ・助成決定後、必要な事務が完了次第、順次指定口座へお振込みします。
- ・事業（会計年度など）終了後、添付書類とともに実績報告書を作成し、必ず本会あてに提出してください。
- ・当初の計画どおりに事業が実施されなかった場合や対象外経費への支出が確認された場合には、助成金の返還を求めます。また、事業実施の結果、助成金に残額が生じた場合であっても、対象経費とならない項目への支出は認められません。
- ・やむを得ず、助成事業の内容（助成金使途を含む）に変更が生じる場合には、事前に事務局までご連絡ください。

問合せ先

上尾市社会福祉協議会 ボランティアセンター

〒362-0014 上尾市本町 4-13-1 上尾保育所 2 階(社協仮事務所)

電話：048-773-7155